

〔学位論文審査報告〕

申請者氏名 松 永 真理子

申請学位 博士（経済学）

論文題目 剰余金の配当をめぐる学際的探究

2025年1月9日

審査委員

主査（氏名） 坂本 雅士 ㊞

副査（氏名） 山田 康裕 ㊞

副査（氏名） 藤井 誠 ㊞

（日本大学商学部教授）

I. 論文の内容の要旨

（1）論文の構成

序章 本研究の目的

第Ⅰ部 剰余金の配当に関する史的考察

第1章 配当財源としての資本剰余金

第2章 剰余金の配当に関する改正論点

第Ⅱ部 混合配当をめぐる税務論点

第3章 先後関係問題

第4章 資本の払戻し食い込み問題

第5章 タックス・インセンティブの検討—課税関係の“歪み”—

第6章 配当手段と“揺らぐ”課税関係

第Ⅲ部 司法上の課題と“剰余金配当割合”

第7章 裁決例・裁判例の分析

第8章 国際興業管理事件再考

第9章 剰余金配当割合にみる税負担の“畝り”

終章 剰余金の配当をめぐる探究

参考文献

【資料】資本剰余金を原資とする配当に係る年表

（2）論文の内容要旨

序章 「本研究の目的」

序章では、研究の目的と分析の枠組み、用語の解説、研究の新規性が提示されている。

剰余金の配当に係る現行税制上の課題を明確化することができるのか。この命題をモチーフに、本研究は剰余金の配当から生ずる税務上の問題を明らかにし、以て納税者間の公平性および中立性を担保する手段を解明することを目的としている。そのためのアプローチとして、「剰余金の配当に関する史的考察」（第Ⅰ部）、「混合配当をめぐる税務論点」（第Ⅱ部）、「司法上の課題と“剰余金配当割合”」（第Ⅲ部）について、会社法、企業会計、法人税法という三つの観点からの学際的な検討を行っている。

また、一般的な定義は存在しないものの、本研究の中核を成す七つの用語がその解説と共に列挙され、併せて本論文を読み進めるための道標となる研究の新規性が示されている。

第Ⅰ部 剰余金の配当に関する史的考察

第Ⅰ部では、第Ⅱ部以降の予備的な考察として、剰余金の配当をめぐる歴史的変遷が整理されている。

とりわけ2001（平成13）年6月29日付で公布さ

れた「商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）」と、2006（平成18）年5月1日に施行された会社法（平成17年法律第86号）に着目し、同改正が企業会計と法人税法にもたらした影響や、資本剰余金の額の減少に伴う配当に関して商法および会社法と法人税法上の対応が軌を一にしていなかった点を明らかにしている。

第1章 配当財源としての資本剰余金

第1章では、2001（平成13）年6月29日付公布「商法等の一部を改正する等の法律」に焦点を当て、資本剰余金を原資とする配当の路が拓かれた経緯を跡づけている。同改正において、法定準備金の減少手続きが整備され、法定準備金を原資とする株主への配当が許容された。

これに対して企業会計基準委員会（ASBJ）は企業会計基準第1号、同適用指針第2号、同適用指針第3号を公表し、その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主側の会計処理を示している。他方、2001（平成13）年度税制改正では商法改正に対する措置は講じられず、2003（平成15）年2月28日付法令解釈通達にて法人税基本通達3-1-7の5が創設される等、企業会計と法人税法において、各々の理念に基づく独自の対応が図られた経緯が述べられている。

第2章 剰余金の配当に関する改正論点

第2章では、2006（平成18）年5月1日付で施行された会社法における剰余金の配当の改正論点を検討している。会社法では、商法に規律されていた利益の配当（旧商290①）や減資（旧商375①）などが剰余金の配当に含まれ、統一的な財源規制が行われた（会社461①）。

これに伴い、ASBJは2005年12月5日付で企業会計基準第5号および同適用指針第8号を公表し、貸借対照表上における純資産の部を定めている。また、法人税法では、有償減資が剰余金の配当に含まれたことにより、配当原資に応じた税務処理が要請され（法法23①一、法法24①三）、資本剰余金を原資とする配当にはプロラタ計算式が適用

されることとなった（旧法令23①三）。

なお、利益剰余金を原資とする配当に用いられる受取配当等の益金不算入制度については、外国子会社を発行人とする場合を中心に、その変遷が明らかにされている。

第Ⅱ部 混合配当をめぐる税務論点

第Ⅱ部では、混合配当をめぐる税務論点を取り上げている。具体的には、2006（平成18）年度税制改正に端を発する“先後関係問題”と、国際興業管理事件で露呈した“資本の払戻し食い込み問題”である。

両問題に対する多角的検討を踏まえ、利益積立金額と資本金等の額を合算した簿価純資産価額の状況（法法2十六、法法2十八）と、有価証券譲渡対価と譲渡原価の大小関係という二つの要素に、想定され得る三つの配当手段を勘案することによって、混合配当に係るタックス・インセンティブを総合的に分析している。

第3章 先後関係問題

第3章では、2006（平成18）年度税制改正に際して懸念された先後関係問題について検討している。これは、混合配当のうち、資本剰余金と利益剰余金のいずれが先行して配当されるのかに応じた税負担に差異が生ずることを指す。立案担当者の見解と、先行研究を分析することにより、この問題をめぐる研究の変遷を辿っている。

これまで、ほぼ全ての先行研究において資本の払戻し部分ないしみなし配当部分の多寡により、先後関係問題が生ずるかどうかが判断されてきた。本章では、この問題を正確に把握するためには有価証券譲渡対価と譲渡原価の大小関係をも考慮する必要があることを指摘し、従来認識されていなかった簿価純資産価額の状況、すなわち利益積立金額がゼロ以下かつ資本金等の額がゼロ超の場合においても先後関係問題が生ずることを明らかにしている。

第4章 資本の払戻し食い込み問題

第4章では、資本の払戻し食い込み問題を検討している。これは、利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超の簿価純資産価額の状況で、配当原資全体を資本の払戻しとして取り扱うと、減少資本剰余金額を超過する資本の払戻し部分が計上されることをその内容とする。

資本の払戻し食い込み問題が生ずる土俵たる簿価純資産価額を検証することに加えて、第3章で取り上げた先後関係問題について、簿価純資産価額の状況から両者の関係を整理し、先行研究にはない、正確な理解を導いている。また、これによって国際興業管理事件の高裁判決（東京高判令和元年5月29日税資269号順号13276）で示された混合配当の取扱いに係る判断に重大な影響を与えることが示唆されている。

第5章 タックス・インセンティブの検討

—課税関係の“歪み”—

第5章では、混合配当に際して、より税負担が軽減される配当手段を選択するタックス・インセンティブについて検討している。本章における議論の要は、利益積立金額がゼロ以下の簿価純資産価額の状況において、有価証券譲渡原価が過大計上されることで譲渡対価との対応関係が崩れる現象（本研究では、これを「歪み」という。）である。

まず、発行法人における簿価純資産価額の状況に、有価証券譲渡対価と譲渡原価の大小関係を組み合わせることでタックス・インセンティブが生じうるケースを抽出し、そこに三つの配当手段を勘案することで軽課になる配当順序を導出している。その上で、利益積立金額がゼロ以下かつ資本金等の額がゼロ超のケースでは「特定の要件」のもと「歪み」が生じることを指摘し、その要件たる簿価純資産価額の状況および配当順序を示している。さらに、令和4年度税制改正以降、「歪み」の生ずる範囲が拡大したことを問題点としてあげている。

第6章 配当手段と“揺らぐ”課税関係

第6章では、第5章で示した混合配当に係るタックス・インセンティブのうち、軽課になる配当手段が一律とならないケースを検討している。これは、有価証券譲渡対価から譲渡原価を控除した有価証券譲渡益と、受取配当等の益金算入部分との見合いによって軽課になる配当順序が反転すること（本研究では、これを「揺らぎ」という。）を意味する。

この現象のもとでは、利益先行型が軽課になる場合と、資本先行型／一括払戻型が軽課になる場合の二つが想定され、両者の間には税負担の均衡点が存在する。これに関しては、株式の帳簿価額と資本金等の額の関係が影響しており、帳簿価額が資本金等の額に受取配当等の益金不算入割合を乗じた金額を超過すると利益先行型が、他方、帳簿価額が当該金額を下回ると資本先行型／一括払戻型の税負担が軽課になる。本章では、有価証券譲渡益と、受取配当等の益金算入部分に着目することで、軽課になる配当順序が反転する境目の算定式を導き出している。

第Ⅲ部 司法上の課題と“剰余金配当割合”

第Ⅲ部では、混合配当の取扱いが争点とされた1つの裁判（国税不服審判所平成24年8月15日裁判例集第88集206頁）と、国際興業管理事件の裁判（国税不服審判所平成27年2月23日東裁（法）平26第73号）、地裁判決（東京地判平成29年12月6日税資267号順号13095）、高裁判決（東京高判令和元年5月29日税資269号順号13276）、最高裁判決（最判令和3年3月11日民集75巻3号418頁）を考察することで、そこから生ずる司法上の課題を浮き彫りにすると共に、本事件において納税者が仕組んだ租税回避スキームを解明している。

その上で、当該スキームで用いられた配当原資に占める資本剰余金と利益剰余金の割合および混合配当の税負担に与えるインパクトを分析している。

第7章 裁判例・裁判例の分析

第7章では、混合配当の税務上の取扱いが争点とされた裁判と、国際興業管理事件を取り上げている。本章の中核を成すのは後者であり、そこでは混合配当の取扱いとプロラタ計算を定める政令の違法性が争点になっている。

混合配当については配当全体を資本の払戻しとみなすことが公定解釈とされる一方で、東京高裁が配当毎にその原資に応じて扱うべく判示した点に注目し、当該判示がはらむ問題ないし矛盾に言及している。また、政令の違法性については、利益積立金額がマイナスの場合の配当という政令立案時には想定されなかった事象への対応であり、混合配当の取扱いと密接に関係することを、高裁が示した判断を批判的に検討することから明らかにしている。

最終的には最高裁が公定解釈を支持し、また、限定的ではあるが法律の委任範囲逸脱により政令を違法・無効と判示したことによって本事件は決着をみたことになるが、本章では未だ手つかずの問題が残されていることを指摘している。

第8章 国際興業管理事件再考

第8章では、国際興業管理事件で原告が仕組んだ資金還流スキームと、直接的な争点にはならなかったものの、本事件の核心ともいえる次の二つの論点を考察している。

まず、利益積立金額がマイナスの簿価純資産価額の状況に係る配当である。本事件は米国デラウェア州 LLC 法のもと、外国子会社を利用した特殊な事例と論ぜられることもあるが、このような配当は、わが国会社法においても法解釈上許容されることを説いている。

次いで、配当原資に占める資本剰余金ないし利益剰余金の割合（本研究では、これを「剰余金配当割合」という。）である。本事件では、より多額の有価証券譲渡損失を計上すべく、被告と原告が交わした決議書において、配当原資の一部を追加払込資本として採択している。そこでは、被告の簿価純資産価額の状況と、有価証券譲渡損失の

計上（有価証券の帳簿価額＞資本金等の額）を前提に、有価証券譲渡対価と譲渡原価の対応関係に配慮した剰余金の割合が設定されており、本事件が綿密に仕組まれたスキームであったことを露わにしている。

第9章 剰余金配当割合にみる税負担の“畝り”

第9章では、混合配当の税負担に差異をもたらす要素である剰余金配当割合について検討している。国際興業管理事件で仕組まれたスキームから、剰余金配当割合の設定によって税負担に差異が生ずる（本研究では、これを「^う畝り」という。）ことに注目し、その全容を解明している。

検討の結果、税負担に影響を与える諸要素（簿価純資産価額の状況、配当手段、有価証券の譲渡対価と譲渡原価の関係）の組み合わせすべてに最適な剰余金配当割合が存在し、とりわけ最も一般的な簿価純資産価額の状況において譲渡益が生ずる場合には、その割合が税負担に影響を与えない均衡点が存在すること、そして利益積立金額がゼロ以下で譲渡損失が発生するケースでは、軽課になる剰余金配当割合は一律にならないことを立証している。

その上で「畝り」を、有価証券譲渡対価と譲渡原価の対応関係の「歪み」および受取配当等の益金不算入割合による配当順序の「揺らぎ」、の程度を左右する付加的要素と位置づけている。さらに、今後、いかなる要件が揃えば混合配当に該当するのかが法令等に明記されたとしても、剰余金配当割合から生ずるタックス・インセンティブは存続することに言及している。

終章 剰余金の配当をめぐる探究

終章では、本稿の要約と本研究の貢献、残された課題が示されている。

① 本研究の貢献

本研究の貢献は、先行研究における議論を深化させた点と、そこでの議論を基に混合配当に係るタックス・インセンティブに関する網羅的な検討

を行った点である。

かねて資本剰余金を伴う配当をめぐる重要論点とされていた、先後関係問題と資本の払戻し食い込み問題を取り上げ、前者については税負担に影響を与える三つの要素（利益積立金額と資本金等の額を合算した簿価純資産価額の状況、有価証券譲渡対価と譲渡原価の大小関係、配当手段）の存在を明示し、また、後者について簿価純資産価額の状況から先後関係問題との関係を整理したことが一つ目の貢献である。

次いで、上記の研究を起点に、混合配当に係るタックス・インセンティブについて、税負担に影響を与える複数の要素を勘案しながら、その内容を明らかにしたことが二つ目の貢献である。なお、本研究におけるタックス・インセンティブの態様は次の三つから成る。

まず、利益積立金額がゼロ以下かつ資本金等の額がゼロ超の簿価純資産価額の状況において、特定の要件のもと有価証券譲渡対価と譲渡原価の対応関係が崩れ、税負担が軽減される現象である。これに関しては、先行研究においてその一部が指摘されていたものの、対象となる簿価純資産価額の状況における有価証券譲渡対価と譲渡原価の算出方法や、プロラタ計算を定める法人税法施行令第23条第1項第4号に立法措置が講じられた2022（令和4）年度税制改正の影響が組上に載ることはなかった。本研究は、これまで十分には議論されていなかった論点について、その構造および類型を解明している。

次いで、利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超で有価証券譲渡益が生ずる場合に、軽課になる配当順序が一律にならない現象である。先行研究では譲渡益と受取配当等の益金算入部分の組み合わせによって税負担が決まることこそ示唆されていたものの、いかなる要件のもと軽課になる配当順序が反転するのかについては言及されていなかった。本研究では、プロラタ計算式を用いることで、有価証券譲渡益と受取配当等の益金算入部分を数式化し、そこから配当順序が反転する境目を指摘している。

さらに、剰余金配当割合である。これは、混合配当に係る税負担の差異にさらなる影響を与える付加的要素であり、発行人における簿価純資産価額の状況と、有価証券譲渡対価と譲渡原価の大小関係を踏まえた12通りのケースが前提となる。本研究では、税負担に影響を与える諸要素の組み合わせすべてに最適な剰余金配当割合が存在していることを明らかにしている。

② 残された課題

本研究では、会社法、企業会計、法人税法の観点から剰余金の配当に関わる歴史的経緯を確認した上で、現行税制上複数の論点が潜在する混合配当に焦点を当てた。配当手段による税負担の差異に関わる特性を三つに識別し、網羅的に検討することにより、わが国の法規制から生ずる課題について明らかにしている。今後、残された課題としては、諸外国における剰余金の配当をめぐる法規制の検討およびわが国との比較があげられる。

共時的な分析にあたっては、税務に係る企業会計が直接的には商法（会社法）会計であることに注目してドイツやフランスのように商法と税法とが密接に結びついている国と、アメリカやイギリスのように結びつきが脆弱な国という区分に着目する。まず、ドイツやフランスなどのいわゆる成文法系の国に関しては、商法（会社法）と税法との関係を意識しながら、配当に係る現行税制上の取扱いを整理・検討する。その結果を踏まえて、本稿で指摘したタックス・インセンティブのような論点が諸外国でも潜在しているのか考察する。

また、イギリスやアメリカをはじめとするいわゆる慣習法系の国に関しては、とりわけ配当規制に焦点を当てていく。本研究で取り上げた国際興業管理事件においても、米国デラウェア州 LLC 法の配当規制によって、わが国会社法上では困難とされる状況で配当が実施された。かような形式による資金還流を可能とする設立準拠法をもつ国・地域は、どれほど存在するのであろうか。この点についても検討の射程に含めていく。

Ⅱ. 論文審査の結果の要旨

(1) 論文の特徴

本論文は、資本剰余金および利益剰余金の減少という法人税法における資本等取引に焦点を当てた研究である。資本等取引という先行研究の蓄積が少ない分野に重要な問題意識を見出した点に目を惹かれるが、本論文の特徴としてはさらに次の3点があげられる。

まず、会社法、企業会計、法人税法という三つの観点からの総合的な検討を行っている点である。剰余金の配当に係る現行税制上の課題を明確化することができるのか。この命題をモチーフに、本論文は剰余金の配当から生ずる税務上の問題を明らかにし、以て納税者間の公平性および中立性を担保する手段の解明を目的としている。ただし、このモチーフは法人税法の理念に基づく議論に傾くことが懸念されるため、本論文では会社法、企業会計、法人税法からの学際的な接近を試みている。これにより、剰余金の配当に係る史実、制度自体の問題、司法上の課題を浮き彫りにしている。

次いで、本論文の特徴として、資本剰余金を伴う配当の精緻な検討・分析により先行研究が指摘していた論点をさらに発展させていること、そして、当該配当に内在するタックス・インセンティブの研究に新地平を切り開いたことがあげられる。これについては、論文の評価(Ⅱ(2))で詳述するが、前者について先後関係問題および資本の払戻し食い込み問題の再検討、後者については「歪み」「揺らぎ」「畝り」の総合的な分析に集約される。いずれも筆者の独創性溢れる研究成果であり、剰余金の減少に関わる税務上の課題が体系的かつ網羅的に整理されている。法人税法が抱える問題点の原因を特定する糸口になると考えられるほか、あり得べき立法論を考察する土台を形成するものである。

三つ目に、国際興業管理事件に関する事実関係の緻密な分析および判示の検証があげられる。およそ訴訟において公定解釈や政令の違法性が争わ

れることは、それらが国家機関によって行われた法解釈であり、また、制定されたルールということもあって、ほぼ例をみない。国際興業管理事件はそれぞれのあり方が問われた稀有な事案であり、数多の論者により取り上げられてきた。本論文では、係る事実関係を分析することで、本事件が綿密に仕組まれた租税回避スキームであることを解明し、これが前述の「畝り」の着想にもなっている。また、判示を検証することから高裁判決の矛盾を指摘し、さらに、最高裁判決が下されてなお、未だ手つかずの問題が残されていることに言及している。いずれも、先行研究にはない、本論文の特徴である。

(2) 論文の評価

本論文で評価すべきは、資本剰余金を伴う配当の精緻な検討・分析を通して、先行研究が指摘していた論点をさらに発展させ(①)、当該配当に内在するタックス・インセンティブの研究に新地平を切り開いた(②)ことである。

また、論文全体に、これまで言及されることのなかったいくつかの発見が鏤められている点も特筆すべきである。

①資本剰余金を伴う配当の精緻な検討・分析 —既存の論点の昇華—

資本剰余金による配当の路が拓かれた2001(平成13)年より当該配当をどのように扱うかは税務上の重要論点となっていたが、2006(平成18)年度税制改正において資本の払い戻しとして規制されたことを機に議論は一気に加速することになる。そこでの論点は、先後関係問題と資本の払戻し食い込み問題である。

先後関係問題については、ほぼ全ての先行研究において資本の払戻し部分ないしみなし配当部分の多寡により、先後関係問題が生ずるかどうかが判断されてきたが、本論文では有価証券譲渡対価と譲渡原価の大小関係をも考慮する必要があることを指摘し、一般的ではないとされている簿価純資産価額の状況、すなわち利益積立金額がゼロ以

下かつ資本金等の額がゼロ超の場合においても先後関係問題が生ずることを明らかにしている。また、資本の払戻し食い込み問題については、簿価純資産価額の状況から先後関係問題との関係を整理し、両者が生じ得る簿価純資産価額の状況は一部共有されることを明らかにしている。いずれも先行研究にはない新たな発見である。

本論文の3章および4章によって、先後関係問題と資本の払戻し食い込み問題に関する理解がより正確なものになると共に、先行研究で指摘されていた混合配当の取扱いに係る「目的論的解釈の過形成」の範囲が狭まり、同時に国際興業管理事件の高裁において示された混合配当の取扱いに係る判断にも重要な影響を与えることになる。

②タックス・インセンティブの研究

―新地平の開拓―

上記①を踏まえ、混合配当に係るタックス・インセンティブを網羅的に取り上げた研究（5～9章）は、本論文の独創性を象徴するものである。

本論文で指摘したタックス・インセンティブの態様は大きく三つに識別される。それらは順に、その内容の一端が指摘されていたもの、問題の存在こそ示唆されていたが本格的な検討には至らなかったもの、そして、議論の俎上に載らず研究の空白地帯とされてきたものである。本論文では、それぞれを有価証券譲渡対価と譲渡原価の対応関係の「歪み」、配当順序による課税関係の「揺らぎ」、剰余金配当割合による税負担の「畝り」と称し、その全容を明らかにしている。

まず、「歪み」とは、特定の要件のもと有価証券譲渡対価と譲渡原価の対応関係が崩れることである。本論文では、利益積立金額がゼロかつ資本金等の額がゼロ超で利益先行型が選択されたケースおよび、利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超のケースで「歪み」が生じることを、さらに、その原因が、法人税法施行令第23条第1項第4号によって譲渡対価の上限金額が減少資本剰余金額とされる一方で、譲渡原価には通常どおりの払戻資本割合が用いられることにある点を解

明している。

次いで、「揺らぎ」である。これは、利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超で有価証券譲渡益が生ずるケースに限り、軽課になる配当順序が一律にならない現象を指す。本論文では、対象ケースに係る有価証券譲渡益と、受取配当等の益金算入部分をプロラタ計算によって数式化し、配当順序が反転する境目は株式の帳簿価額が、資本金等の額に受取配当等の益金不算入割合を乗じた金額と同額になる場合であることを導出している。

最後に、剰余金配当割合による税負担の「畝り」である。配当原資に占める資本剰余金ないし利益剰余金の割合が税負担に差異をもたらすことをその内容とするが、これは国際興業管理事件で原告が組んだ資金還流のスキームに、その着想を得ている。本事件を踏まえて、タックス・インセンティブと剰余金配当割合の関係について分析し、いずれの簿価純資産価額の状況においても、譲渡益が生ずる場合は資本剰余金割合を低率に、譲渡損失が生ずる場合には資本剰余金割合を高率にする方が基本的に軽課になることを立証している。

混合配当については、いかなる要件が揃うとそれに該当するのかという定義が法令等に記されていない。これは、税負担がより軽減される配当手段を選択する余地が現行税制上も残されていることを意味し、納税者間の課税の公平性ないし中立性を損ねる可能性がある。そこに潜在するタックス・インセンティブを、「歪み」「揺らぎ」「畝り」という三つの観点から検討し、三者の関係を整理した点は秀逸である。

なお、本論文では今後の課題として、諸外国における剰余金の配当をめぐる法規制の検討およびわが国との比較をあげている。そこでは、単なる法制度の共時的な分析にとどまらず、本論文で取り上げたタックス・インセンティブの視点からの検討に主眼を置いている。従来の研究にはない着眼点であり、剰余金の配当に関する研究をさらに発展させることが期待される。

このような課題を残すものの、これは今後の研究の進展により解決すべきものと判断される。本

論文の貢献は多く、博士論文としての完成度を十分に満たしている。以上を踏まえ、本論文は博士論文に値する水準の研究成果であると評価する。

Ⅲ. 最終試験の結果の要旨

(1) 学位論文、およびそれに関連する科目

学位論文審査委員会は、2024年12月10日午前11時から、論文の最終面接を行うとともに、申請者に対し、提出された論文に関連する専門知識に関する試験を口頭で実施し、合わせて立教大学研究活動行動規範の遵守についても確認した。その結果、申請者の応答は満足すべきものと認められ、合格と判定した。

最終試験においては、論文の内容に関して3名の審査委員から試問がなされ、申請者は本論文の

研究内容を踏まえて、それらの試問に対し適切かつ明快に回答した。この点から申請者が本論文の内容全般に対し十全な知見を有することを確認できた。

これらの結果から、本論文が博士論文としての水準に十分に到達していると審査委員3名全員が認め、最終試験の結果を合格と判定した。

(2) 外国語

立教大学学位規則第9条の適用により免除。

Ⅳ. 学位授与の可否（意見）

松永真理子氏に博士（経済学・立教大学）の学位を授与することを可とする。